

宮津藩の丹後縮緬機業政策について (二)

足立 政 男

目 次

は し が き

一、藩の制限政策

二、藩の保護政策

- (イ) 機株仲間の創設
- (ロ) 京問屋設定の公許
- (ハ) 糸問屋の横暴に対する弾圧策
- (ニ) 産物御改法の施行
- (ホ) 其の他の保護育成策
- (ヘ) 掛機・歩機の禁止
- (ト) 京都絹問屋の横暴に対する弾圧策
- (チ) 三領合同の丹後国産会所の設立
- (リ) 生産の調節と融資

三、貢租制度

む す び

三、貢租制度

縮緬機業の藩領への移植とその流布に伴う収益に宮津藩庁が眼を閉じている筈はなかつた。

藩はやがて機屋衆から冥加金或は公務金或は御頼金等の名目で貢租を課し、当時、空乏にあえぐ藩庫を潤す財

源にしたのである。宮津日記^①宝暦六年八月（一七五八）の記事に

「八月被仰出縮緬一疋ニ三匁、絹一疋ニ二匁。御運上仰付ラレシカハ絹屋下地サへ引合ヌ糸商売コリヤタマラスト、蔽敷願ヒシカハ十月十日御免被成ケル」

とあり、運上金をかけられたが、余りにも苛重なのに反対して免除されたことが記されている。この文書から考えて、縮緬機業創業後三十年には早くも藩庁としては機業を貢租の対象としてこれを重視しているのである。

縮緬機業が宮津藩で貢租の対象として取扱われた最初の年は元文年間（一七三六—一七四〇）であって、宝暦末年後野村絹屋惣代からの「乍恐奉願上口上之覚」^②によれば

「御先代にも元文年月機改、被為仰付、縮緬に焼印被為遊御、運上銀三拾匁、被為仰候」（年月は空文字）

とあり、元文年間にはじめて領内縮緬機の一斉調査が行われ、機に一々焼印を押されて一機につき銀三十匁の運上が徴収された事が明らかにされるのであるが、加悦谷の機屋だけは特に免除され「機増減之義も勝手次第」といった例外が認められている。この時の加悦谷のいい分は「何分近年新規之外並に被仰付候而は乍恐難涉至極に奉存候」というのであった。この加悦谷における機屋の貢租免除の特権は宝暦十一年即ち機株制度が公許されるまで認められたのである。但しその間機屋達は、自治的に機屋仲間を作り世話役総代の行司を村々で選出し、仲間の年中行事を自治的に運営していたのであるが、仲間の諸経費等は各自機屋が負担して拠出していた。即ち「宝暦三西年正月吉日機屋申年之覚」^③における「覚」によると「西年より年々老機ニ付運上五分宛ニ相立可申候右者運上行司世話代ニ可仕候」とあることによって明らかである。

前述の如く、宝暦十一年になって機株制度が公許され、加悦谷地方に新しく機株に対して運上金が課せられる

ことになったのであるが、この節も貢租免除の願書が出され、機屋達は貧困を理由に運上金を逃れんとしている。即ち次の如くである。

乍恐願上候口上之覚^④

一、当春百姓共不作に合ひ商売仕候由にて多分の機運上銀被仰付至極迷惑に奉存候。度々御願申上候得共御取上難被遊由承知候併し先達申上候通り加悦町、後野村の義は山林田畑等無御座誠に御田地斗代等高く御座候而田地斗にては未々迄野営茂無御座候に付、古来より機商売渡世仕来り候在方にて御座候得者、両村の義は外村よりは格別御城下同様の在町にて御座候に付、機商売の義は外村とは格別御城下より先々より仕来り候由に申伝へ候。勿論御城下は家業も品多く御座候得共両村之儀は外に商売も無御座候而右機商売仕り少々の繕ひ木林、薪等迄相調へ妻子当分の口過仕候儀に御座候間、新に御運上銀調達可仕余勢茂、無御座候尤宮津へ引越商売仕候得者御運上銀も無御座候由勝手次第可仕候様に被仰聞候得共、一日暮しの者共に御座候得者中々何方へも引越参り候力無御座候

一、(中略)

一、帯地、紬機の義是迄水吞、後家等仕る機にて漸く宮津表にて絹糸少々つゝ相調定足、半足つゝ漸々其を織切り機上申儀にて御座候。暮に至り五升三升位之地子等無滞相立可申仕合に被存候

一、(中略)

一、絹縮緬の義は百姓ばかりには不相限候得共、是者帯地杯一所に者難申上候得共、中々銀子貯へ罷在り、糸等相調へ申者無御座候。人々手筋を以て才覚仕之糸借受、又は織出し候代呂物を以つて才覚仕候義に御座候。右申上候通りに御座候是迄御、皆済、茂、無、滞、相、勤、候、間、御、慈、悲、之、御、了、簡、を、以、て、右、の、趣、被、為、聞、召、何、分、に、も、宮、津、同、様、に、古、来、之、通、り、御、運、上、御、赦、免、相、遊、被、下、立、行、候、様、幾、重、に、も、御、願、被、下、候、は、難、有、奉、存、候。以上

御役人中様

行 司

即ち、機運上銀を新規に仰付けられたが、調達する余力がない。運上銀を納めたくなければ宮津城下に引越せと藩庁はいわれるが、その引越す力もない。機の原料糸すら買う資金もない状態であるから「宮津同様古米之通り御運上銀御赦免」していただきたいと歎願しているのであるが、これは取上げられず遂に機運上金の上納が実施されたのであった。

なお縮緬が不景気のため貢租未進の場合もあったわけで、このような場合には、機屋達は不景気と難澁を理由にその都度減免の措置を歎願したのであるが、時には運上金の立替を京問屋に依頼し、京問屋も機屋衆の窮乏に對し融資と救済にあたり、運上金を立替えた場合もあるのである。例えば天保八、九年の凶災と不景気によって丹後の機屋が窮乏に陥ち入るや、京問屋は彼等の運上金の立替えを行って救済にあたっていたのである。即ち次の通りである。

一札之覚^⑤

一、御上様月々御定用相納可申之所不都合之節は其元様より御為替状表書之銀高御納置可被下候様此度村中一統より御願申上候処御承知被下忝奉存候、然ル上ハ御約定之通り十一月晦日限りニ致急度御算用可申上候、万々一不納致候節ハ当村中何れ之荷物ニ而茂御引取被下候而も一言之申分無御座候為後日之一札仍而如件

天保九年戌九月

丹後国与佐郡岩屋村

惣機屋中^⑥

同 断 行 司^⑦

京都御問屋

庄 屋 要 助^⑧

丹後屋 市郎右衛門様

飛脚多ツ屋 八 助^⑨

貢租の赦免及び未進分の延納願の例としては天保十二年「乍恐奉願上口上覚」書がある。

天保十二年は有名な天保儉約令の発布された年である。絹布製作売買停止のため、十二年秋から十三年にわたって機業は愈々窮迫を告げた。三重村米屋儀平の記録万覚帳に「天保十二丑七月ごろより縮緬御停止、御公儀様より御儉約被仰出候ニ付（中略）寅春のころ糸買入ちりめんこしらえ、京へのぼせ様子を考え候へば右けんやく追々きびしく相成縮緬一向買取人御座なく候。といやはなん^(問屋)取上ちりめん入る相成不申、外には一反も買取ものなし。それに付寅七月長糸直段銀三十廻しくらいに売渡申候、卯春はちりめんこしらえる者は一人も無御座候故売人大がしんに相成申候」と見えているが、機業界不振の核心に触れた記事であろう。

かくて機業界は古今未曾有の不況に見舞われたと思われるのである。すなわち次の如くである。

乍恐奉願上口上覚^④

此度従

御公儀様三都より絹縮緬之類御停止之旨被仰出候由ニ而京都縮緬問屋向より御領分機屋中江申越候者、旧冬より格外原仕入方高値ニ付売捌方不景氣ニ而旧冬より国元より差登候縮緬問屋予ケニ相居候、其上前件奉申上候通縮緬之類御停止之旨被仰出候儀故諸国商人仕入不仕依之莫大之代呂物問屋中ニ持抱一切売捌方無之旨一ト先ツ問屋預り之代呂物捌方見通し出来候迄之処、国元より縮緬為差登候而も致方無之候間縮緬織立候儀相止メ呉候様申越ニ付、御領分機屋行司共会合仕勘考仕候処、大問屋ニ持抱罷在候代呂物相片付不申候半而ハ国元より縮緬織立為相登候共引合ニ可相成趣ニハ無御座様奉存機屋一統銀子融通不仕日々暮方ニ必至与難渋仕当惑至極ニ奉存候ニ付、恐多キ御儀ニ御座候得共当九月納機屋共冥加御上納銀之儀、何卒厚以御憐愍

之御慈悲ヲ御免被成下置候様奉願上候猶又重々奉恐入候御儀ニ御座候得共先達御願奉申上候年賦御上納銀之儀当暮半銀御上納仕残半銀之処、来寅五月限御上納可仕候間何卒以御憐愍年延被為仰付下置候様右兩様御願申上候乍恐右願之通被為仰付被下置候ハハ一統難有奉存候 以上

天保十二丑八月

御領分機屋行司惣代

網野村 勘左衛門印

浅茂川村 嘉右衛門印

岩滝村 八百藏印

弓木村 常治印

岩屋村 吉兵衛印

三河内村 甚三郎印

後野村 儀八印

右機屋行司惣代共奉願上候通無相違御座候間願之通被仰付被下置候様仕度奉存候 以上

網野村庄屋 忠四郎印

岩屋村庄屋 要助印

算所村庄屋 宇平治印

岩滝村庄屋 仙助印

石川村庄屋 又右衛門印

地方 御役所様

右文書は天保十二年度における縮緬機業界における大恐慌の渦中において、機屋冥加銀免除並に附加上納銀延期に関する請願であるが当年の岩屋村機数七十三台で冥加銀は機一台に銀一匁八分であるから問題の免税出願額

は僅か銀百三十一匁四分であつて、その年の米相場一石六十一匁乃至七十四匁の二石代にあつてゐた。如何に機屋達が窮状に曝されていたかが窺われるのである。

つぎに貢租上納期限であるが、益・暮の二季に分かれ、おそくとも毎年三月十五日迄には必ず上納しなければならなかつたようである。即ち「一冥加銀年限中は毎年三月十五日迄に急度相納可申候云々」^①とあることによつて上納の最終期日が明らかにされるのである。

宮津藩にとつては縮緬機業は唯一の「大切な御国産」であつて藩庫収入の財源として最も重要なものとなつたのである。したがつて藩庁としても、貢租制度を整備し、最大限の運上金を徴収することに力めたことはいうまでもない。又運上金以外にも機屋或はその関係商人に献金や借入金を依頼した事例は数えるにいとまがない有様である。次の文書は機屋冥加銀上納令書である。

覚^②

一、銀六百二拾四匁五分壹厘

縮緬 八拾老機分

石川村分

右之通当寅年半年分機屋冥加銀小前之通来ル十八日迄ニ可相納候早々此廻狀順達留り村より役所江可差戻候 以上

十二月

郡 役 所

右々庄屋殿

御頼金というのは藩庁が不慮の支出を要する場合に融通金を頼んで借用した場合で、返済される場合が普通であつたがその例として、

宮津藩の丹後縮緬機業政策について(一)(足立)

一四九(六三三)

覚書

今般京御用場改類焼候処右御国産御取締筋第一之御場所早々御再建被成度思召然ル所一同茂相弁候通り当今品々御用途多ニ付無処其方共江御頼出格別致出精速ニ御受申出条可致候

御用人 小谷与佐衛門様御談

八月廿五日七ツ時産物会所ニ而在方年寄五人立会御談

機御鑑札壹枚ニ付

一銀百目

此訳

五十匁

当時御上納

廿五匁

米ル丑年御上納

廿五匁

寅年御上納

右者今般京都御用場御類焼ニ付早々御再建被遊度思召ニ而御頼銀被仰御請書差上候

以上

元治元年八月

機屋年五人

が見受けられる。この種の御頼銀は幕末に至り藩庫が窮乏を告げるに伴って益々多額になっている有様である。更に運上金の先納を命じた例も数多く見受けられるのであって、

乍恐奉願上口上覚^①

此度大金之先納被仰付候ニ付乍恐左之通奉願上候去々子年御講銀御頼之御銀子調達仕候ハハ御勝手向立直り以来先納杯も御頼之儀不被為遊候様仰出候に付冬立三百貫目茂追々減じ可申様被仰渡候ニ付其趣ヲ以百姓共江為申聞其節之御頼御請申上候儀ニ御座候其上去丑年御公務金子被仰出、川之御普請御手伝被為蒙仰候ニ付此儀モ御大切之御公務金ニ而御請申上候并去暮立先納

(中略) 当三月被仰出候式百五拾貫之内六拾貫奉御請当月廿日御上納可仕候残百九拾貫目者一向御捨免被為仰付候様先達より御断申上候処猶又此度御呼出し被為遊調達仕候様被仰出候得共御領分一統他借銀主向相重り其才覚ニ迷惑仕候右当月廿日調達銀之儀不請ニ御座候得共庄屋共御請申上候事故無是非庄屋一存ニ而才覚仕候右之趣ニ御座候儀故此之上才覚致方無御座候へ共御造用金御差支之趣被仰談候ニ付無処銀子六拾四貫目庄屋共方便ヲ以百姓共奉御請候様仕度奉存候云々」

と、「文化三寅年三月」の覚書にあつて、「大切なる御国産」の保護と奨励の反面、機業が藩庫充填の源泉となり、藩庁収奪の対象となつたことも事実であつた。

- ① 丹後史料叢書 第四輯 二四五頁
- ② 京都労働経済研究所発行「丹後機業の構造分析」一四一頁
- ③ 丹後算所村西原勇助所蔵文書
- ④ 丹後縮緬織物工業協同組合本部所蔵「旧宮津領機方文書」
- ⑤ 丹後岩屋村誌 四七二頁、四七三頁
- ⑥ 同前書 四七四頁、四七五頁
- ⑦ 丹後縮緬織物工業協同組合本部所蔵「旧宮津領機方文書」
- ⑧ 石川村金谷太兵衛所蔵「嘉永七年十二月」「御用留」
- ⑨ 石川村金谷太兵衛所蔵文書

む す び

以上宮津藩の丹後縮緬機業政策における自営機屋の対策について、その制限政策と保護政策について資料を中心に論述して来たのであるが、最初にも述べた通り「機方は日夜藩の暴政と同業の不統制、そして京都問屋資本

の残忍きわまる取引に加うるに、地元商業問屋資本のあくなき搾取に苦しみ、かくて本荘氏百年間において、藩自らが機業のために計ったということは皆無にひとしく、藩と領内各種資本の結托による悪辣な藩政のみがつづいた」という、丹後縮緬史研究の権威者岩崎英精氏の研究と結論に対し、これはあまりにも暗い面のみを見すぎた極論であり、宮津藩にとって丹後縮緬はそれこそ「大切な御国産」であって、これが保護育成には日夜心を砕いていたのであり、その発展にとって障害となるものは、藩自らも先頭に立ち、種々法令を出してその除去に力めたのであって、「機業のために計ったことは皆無」ではなく「枚挙にいとまがなかった」のであったことを指摘する次第である。本論でとりあげた資料はほんの一部であって、この外にまだまだ多数の資料があったが紙数の関係もあり、省略し、他日の機会に譲ることにした次第である。最後に宮津藩の機業保護に如何に苦心していたかを証明する資料をあげて本研究論文のむすびとしたい。

覚

御領内ニ而相宮候縮緬之儀者、当国第一之産物ニ有之候。処右職業余国ニ而仕出候様相成候而者自然、当所之衰微ニ候間、他国江教遣候義者勿論糸職之義ニ付而者不限男女私ニ他国ニ稼奉公ニ罷出候義不相成旨文化五辰年四月相触置候、処近来心得違之者有之義ニ相相聞不将之事ニ付右国産之義ニ付而者去ル西年以來厚御世話も有之事故、則ち心得違無之様可致候、万一心得違之もの於有之者、当人ハ勿論村役人共迄、殿敷咎被仰出候間、其旨末々迄不洩様可申達候

(中略)

(嘉永七年) 七月十六日

郡 役 所

すなわち、宮津藩にとつては縮緬機業は「当国第一之産物」であって、その盛衰は藩の盛衰、ひいては丹後全住民の盛衰に直結していたのであり、縮緬織の技術が他国に洩れて、他国で縮緬機業が隆盛なることは「自然当

所の衰微」となると極度にその技術の他国漏洩を恐れ、如何にその技法の秘密保持のために力めたかが証明されるのである。

そしてそのためには「糸職之義ニ付而者不限男女私ニ他国ニ稼奉公ニ罷出」ることを文化五年（一八〇八）に厳禁し、更に幕末嘉永七年（一八五四）に至ってもなおこれを禁止し、この禁を犯した場合には「当人は勿論村役人共迄嚴敷」処罰をするといった、藩庁の禁令が公布されているのである。如何に宮津藩がその機業政策において、「大切なる御国産」として縮緬機業の保護育成のために種々の施策をもって努力したか、はた又従来 of 丹後縮緬の歴史叙述が如何に誤謬を犯していたかが以上の所論によって明らかになったと思う次第である。